

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月4日	
岩手県知事 殿	
提出者	
住 所 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号	
氏 名 戸田建設株式会社 東北支店	
支店長 近藤 修介	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 022-222-1252	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	戸田建設株式会社 東北支店
事業場の所在地	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	33,724百万円
③従業員数	260名（東北支店）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙様式のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 建設発生土の場内・場外ストックによる場内利用の実施、杭工法・SMW工法の変更による汚泥発生量削減、汚泥の場内再生利用の実施、梱包材の削減（見積条件所に記載、協力会社への働き掛け等）、有価物での搬出（スクラップ・段ボール）、PCへの変更（サイトPCを含む）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙様式のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 木製型枠の低減、設備・電気工事資材のプレカット、ユニット化、建設発生土の現場間利用の実施、メーカーリサイクルの活用、プレカットの推進（石膏ボード・ALC・ECPなど）		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別の徹底（分別ヤードの整備、協力会社への周知徹底）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラスチックの圧縮排出、硬質プラスチックの現場は債・有価売却、発泡断熱材（廃プラ）の溶解・有価売却、はきゴミの再分別（ふるい機使用含む）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙様式のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	優良企業の優先利用、メーカーリサイクルの活用、リサイクル率の高い施設の活用、エコバック・通い箱を用いた廃棄物の回収（土嚢袋の削減） 電子マニフェスト利用可能な企業の優先利用		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙様式のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良企業の優先利用、メーカーリサイクルの活用、リサイクル率の高い施設の活用、エコバック・通い箱を用いた廃棄物の回収（土嚢袋の削減） 電子契約・電子マニフェスト利用可能な企業の優先利用		
※事務処理欄			

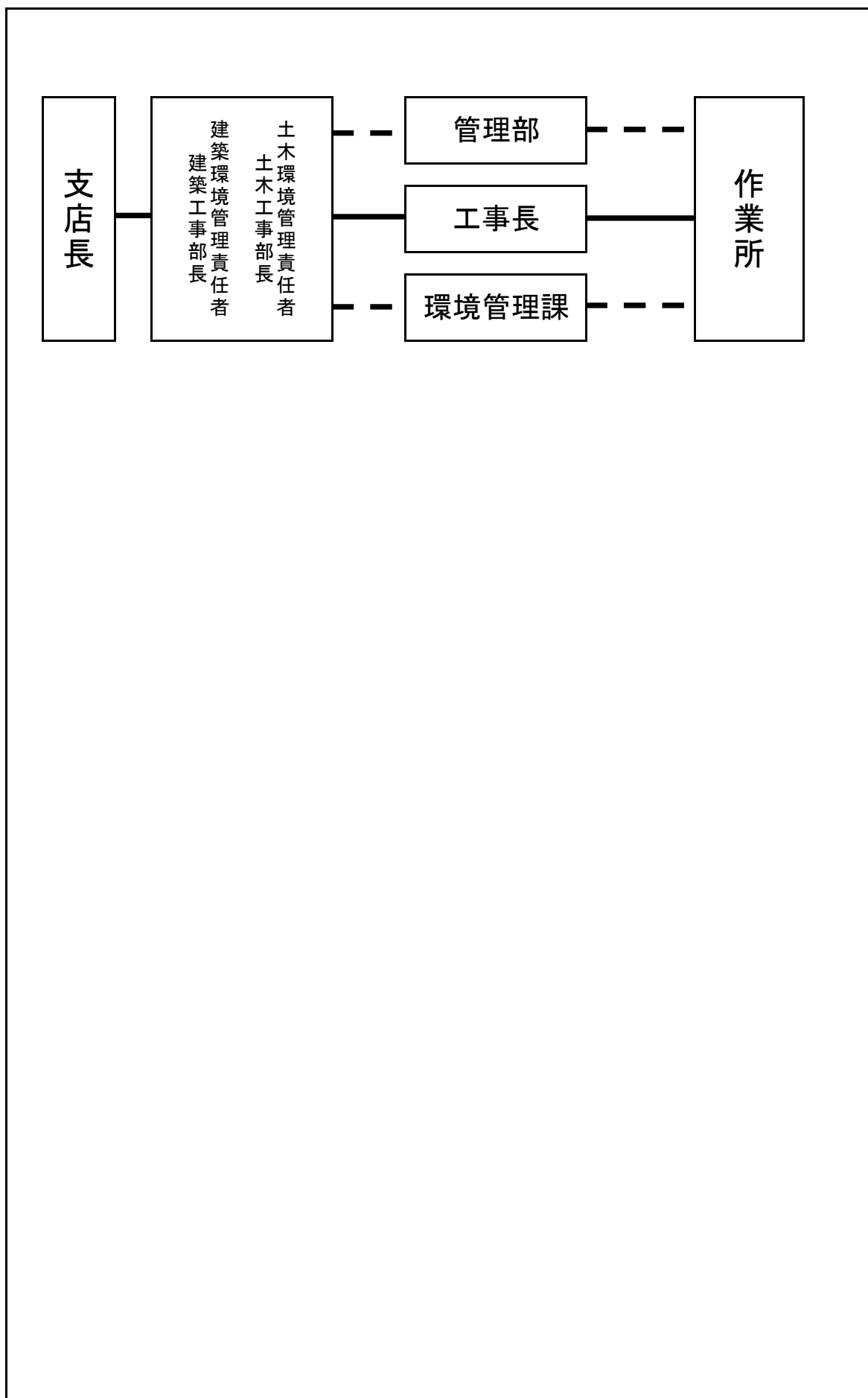
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

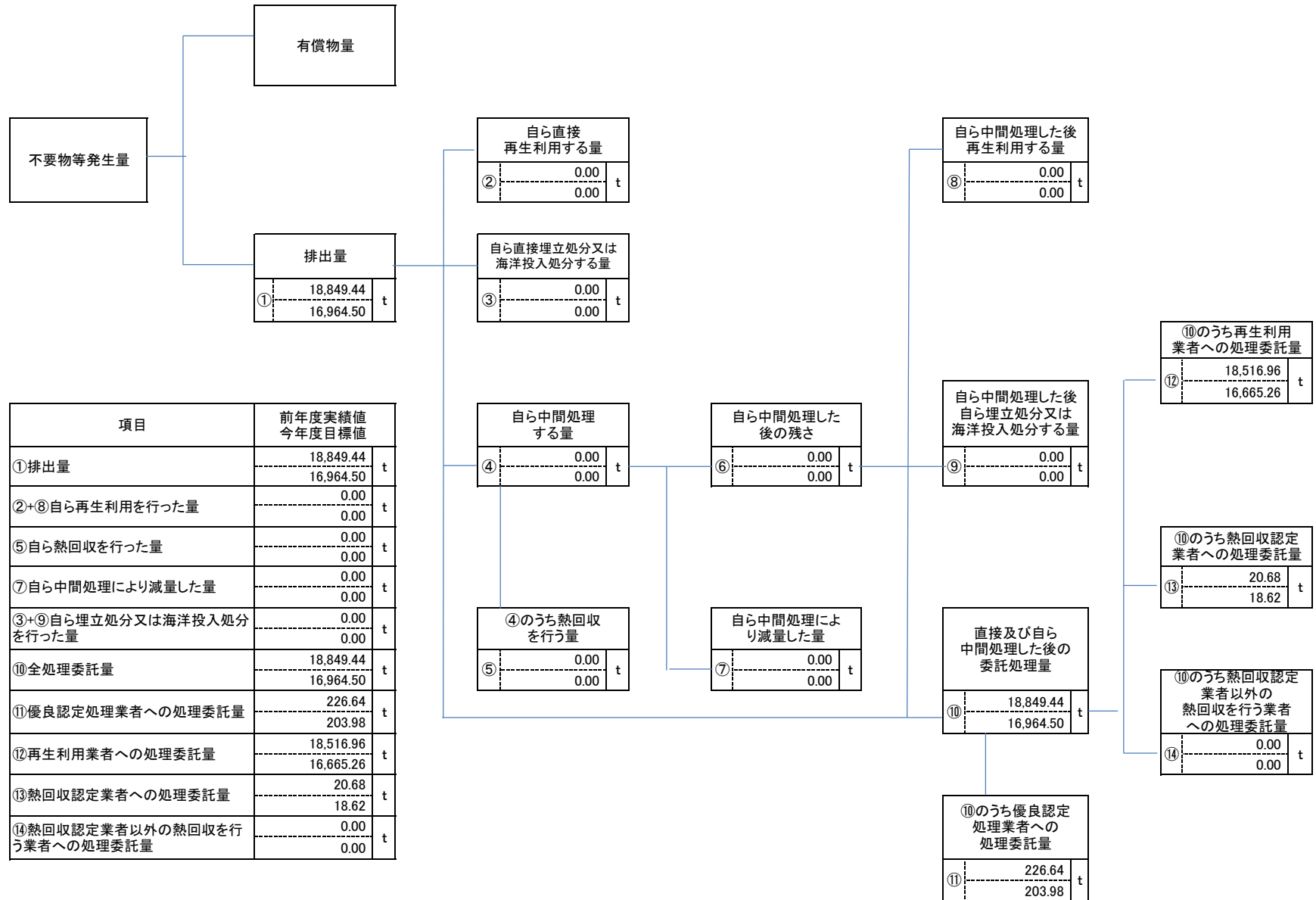
別添 1 処理工程図

- | | | | | | |
|-----------------------|---|--------|------|---|-------------|
| ・がれき類 | → | (委託処理) | 破碎 | → | 再資源化 |
| ・汚泥 | → | (委託処理) | 造粒固化 | → | 再資源化 |
| ・木くず | → | (委託処理) | 破碎 | → | 再資源化 |
| ・廃プラスチック類 | → | (委託処理) | 破碎 | → | 再資源化 |
| ・ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず | | | | | |
| | → | (委託処理) | 破碎 | → | 再資源化 |
| ・金属くず | → | (委託処理) | 破碎 | → | 再資源化 |
| ・紙くず | → | (委託処理) | 破碎 | → | 再資源化 |
| ・繊維くず | → | (委託処理) | 破碎 | → | 再資源化 |
| ・廃油 | → | (委託処理) | 油水分離 | → | 再資源化 |
| ・廃アルカリ | → | (委託処理) | 還元焙焼 | → | 再資源化 |
| ・混合廃棄物 | → | (委託処理) | 破碎焼却 | → | 再資源化・熱回収・埋立 |
| ・石綿含有廃棄物 | → | (委託処理) | 埋立処分 | | |

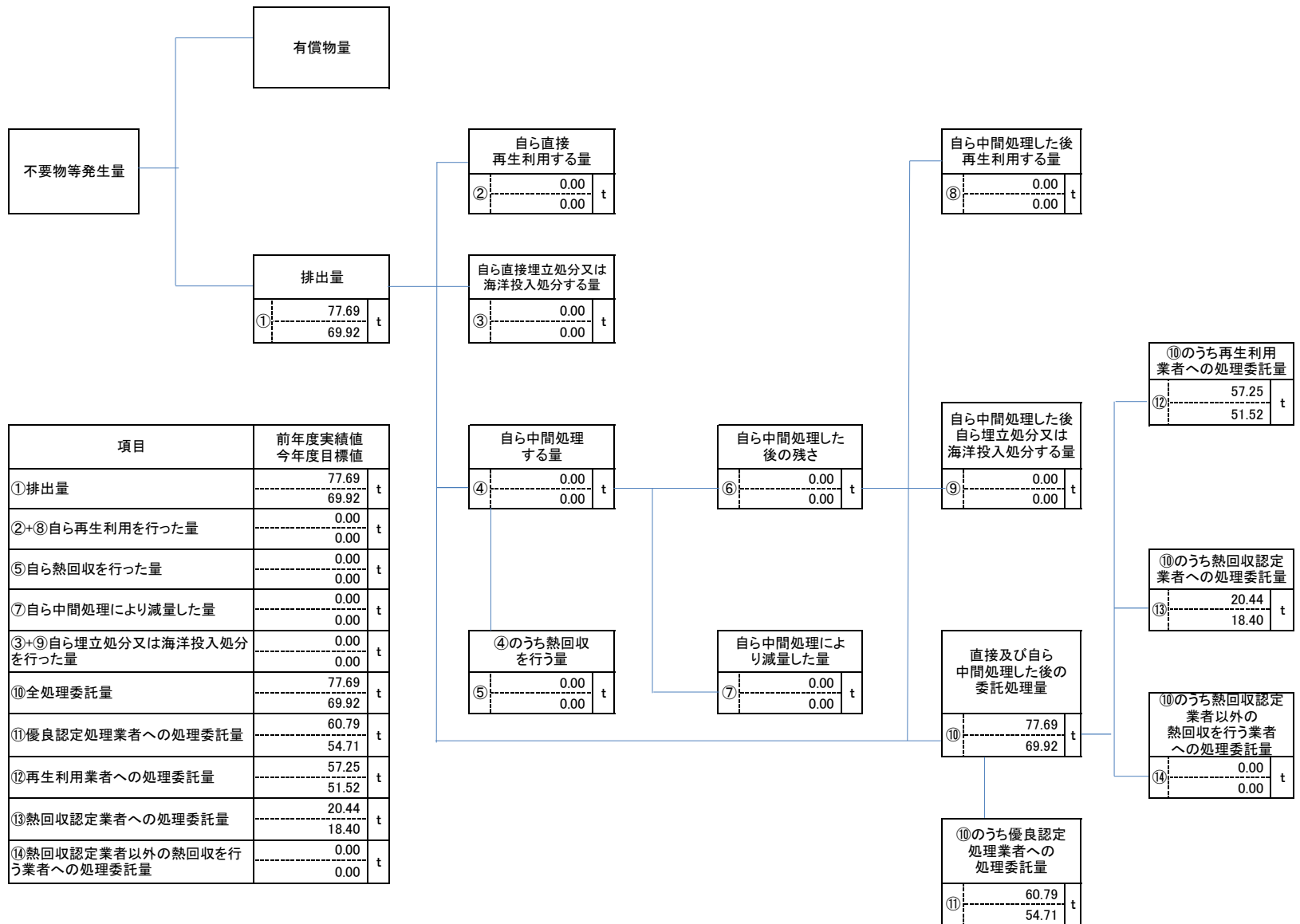
別添2 管理体制図



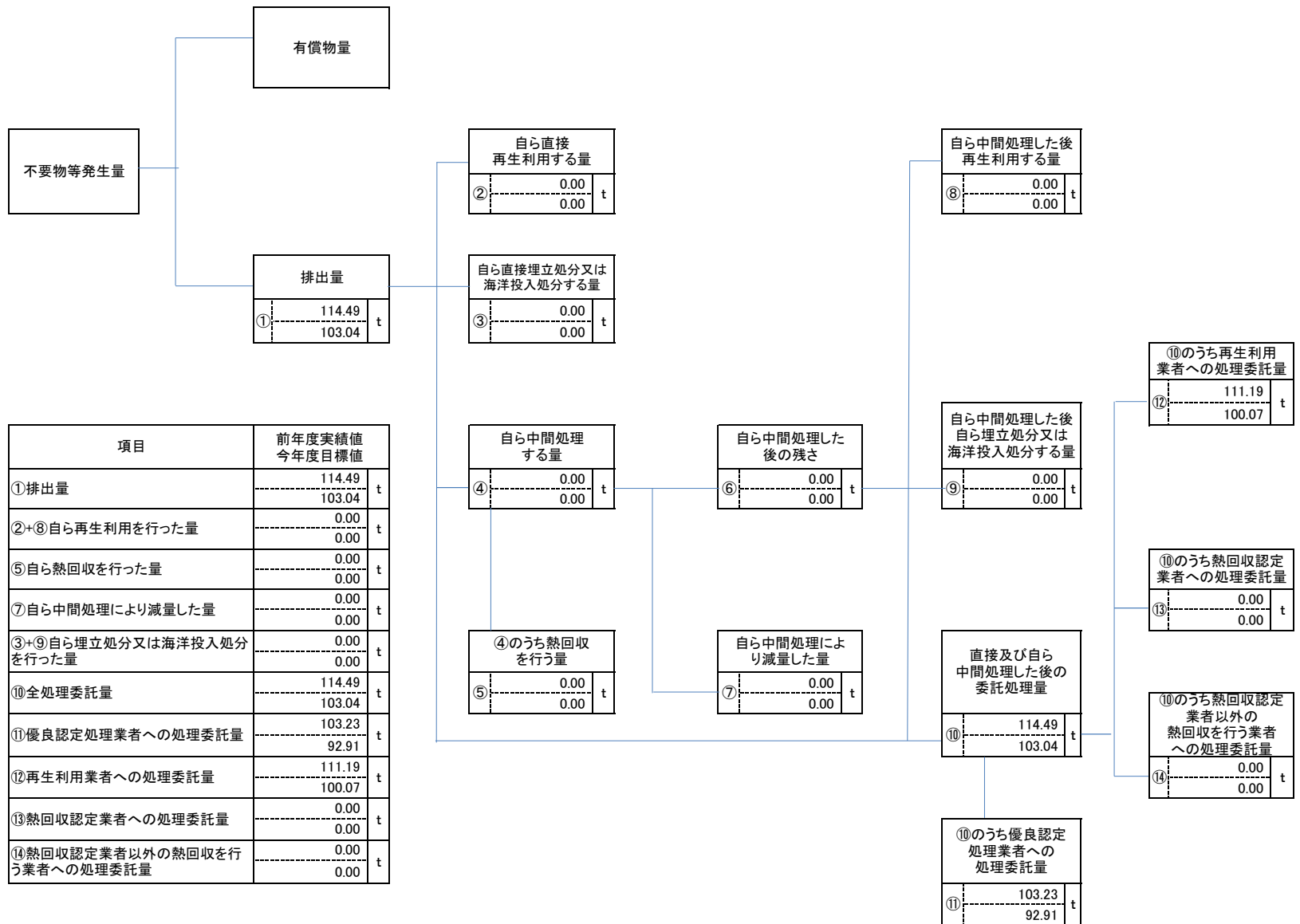
(産業廃棄物の種類: 全体)



(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)



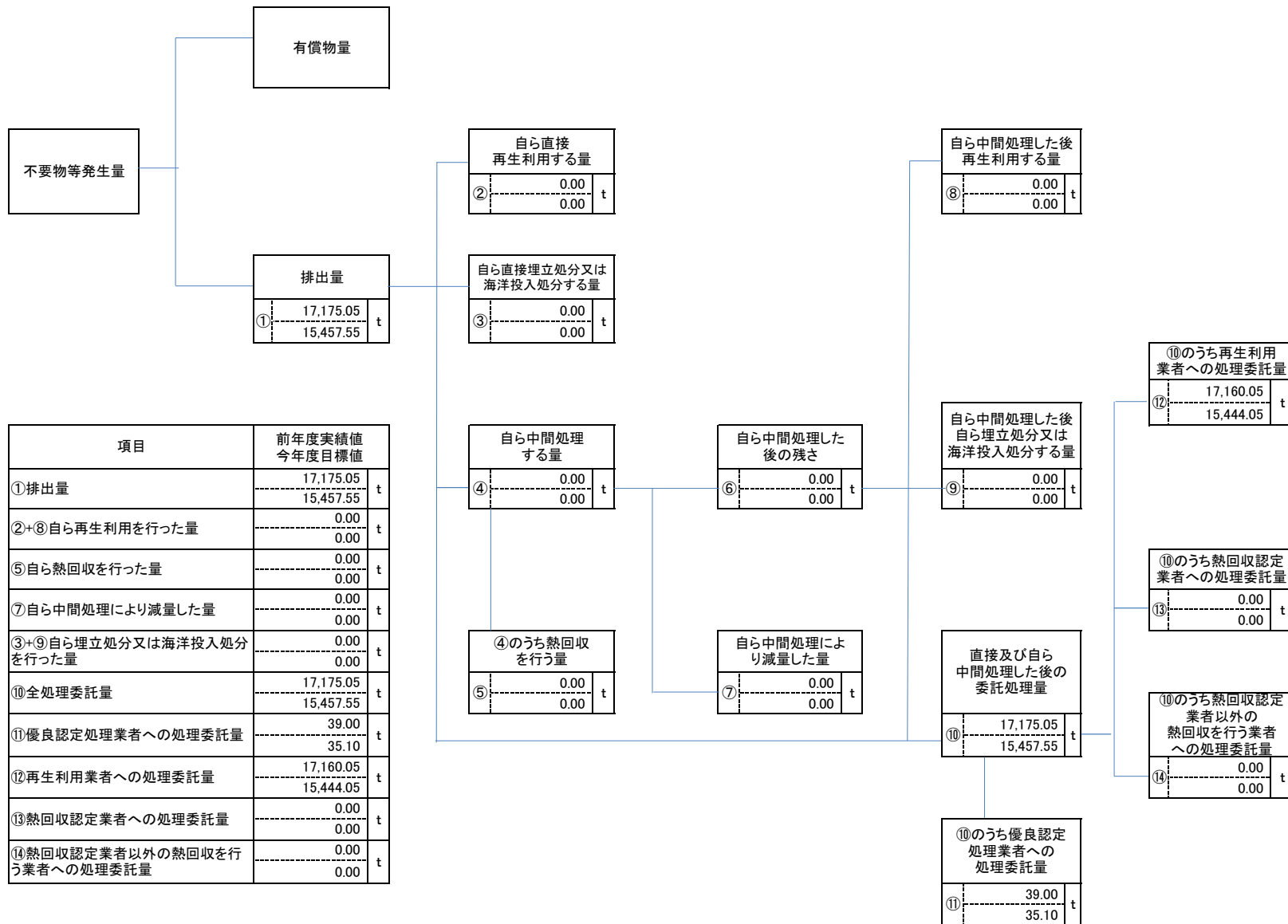
(産業廃棄物の種類: ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)



(産業廃棄物の種類:

がれき類

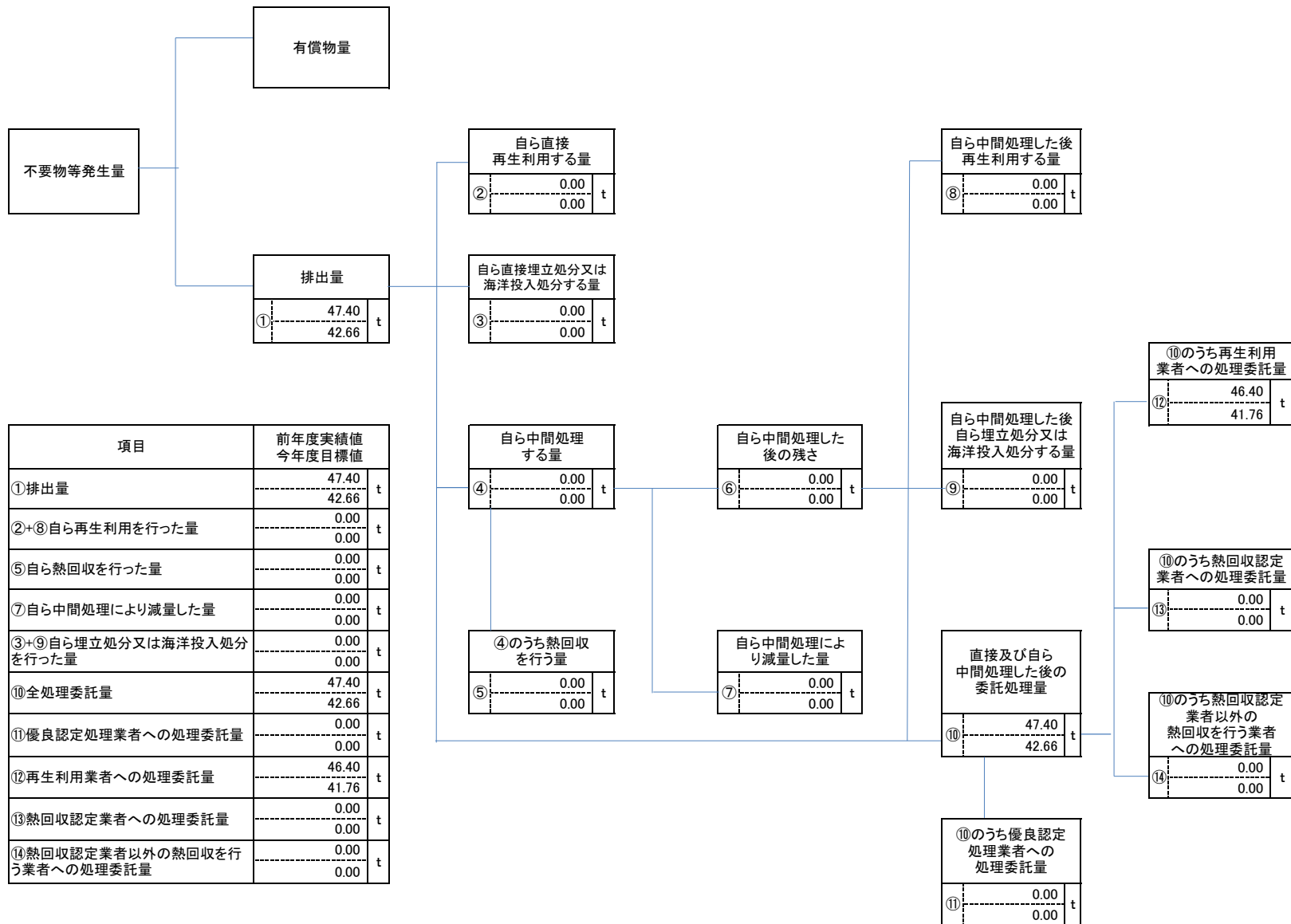
)



(産業廃棄物の種類:

汚泥

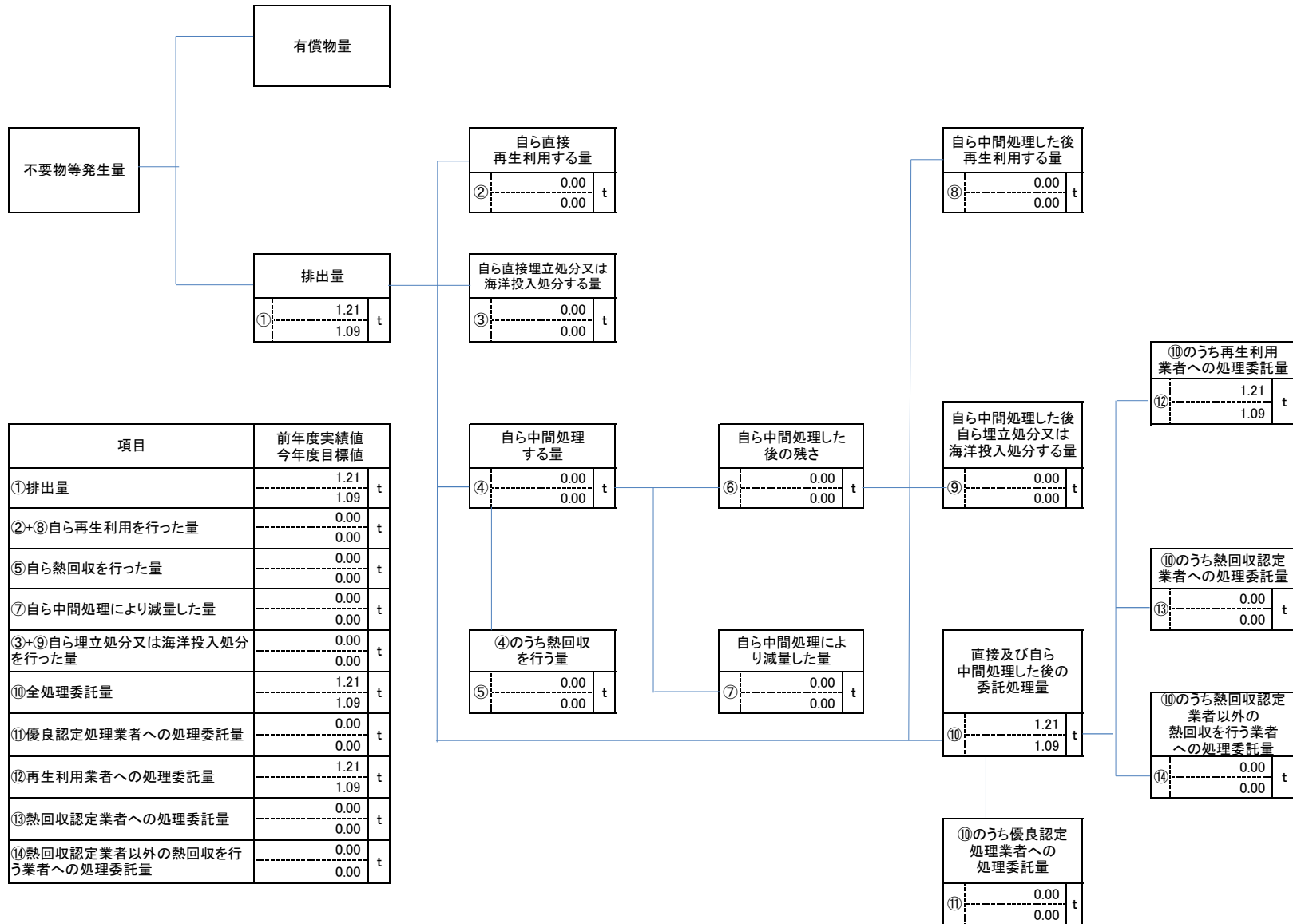
)



(産業廃棄物の種類:

廃油

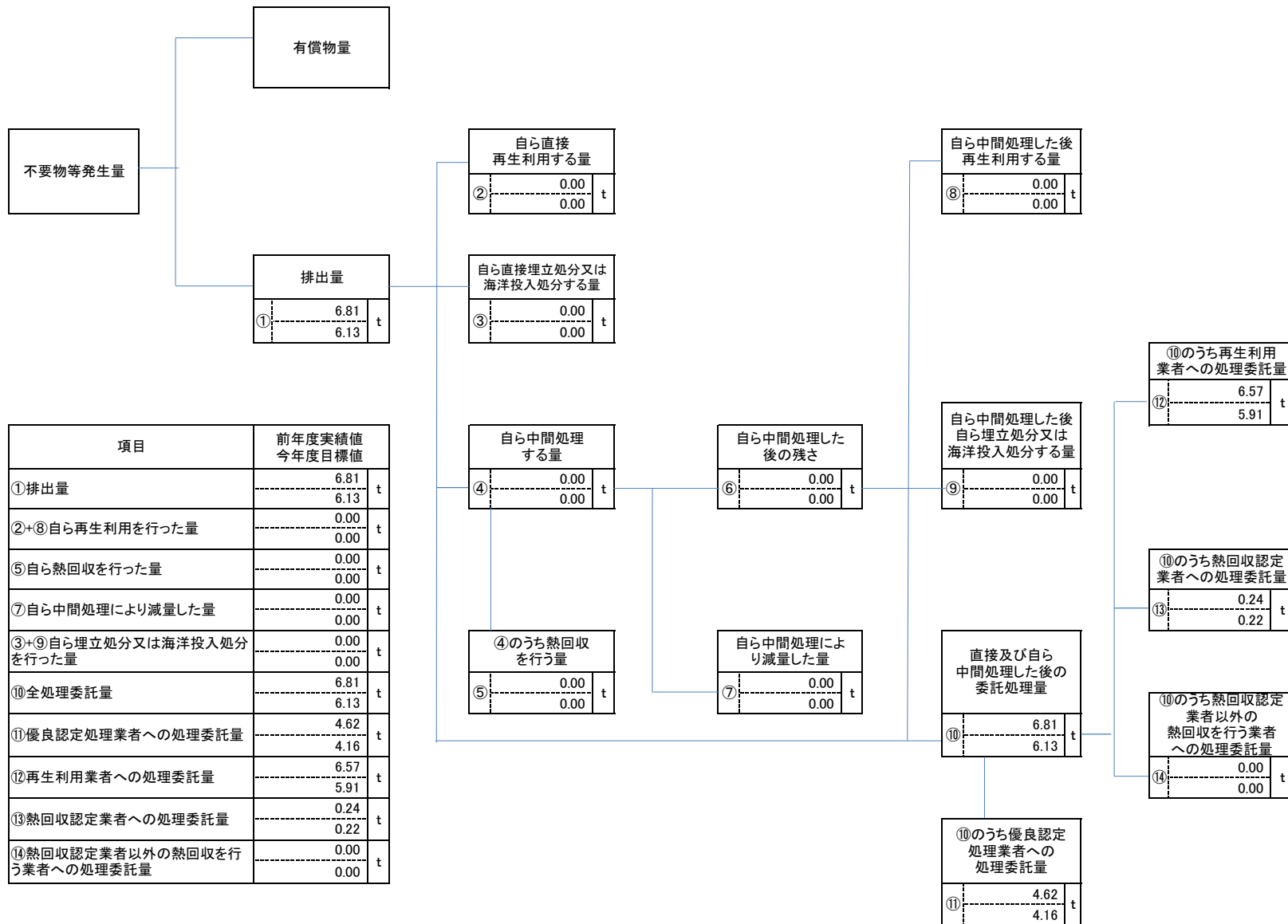
)



(産業廃棄物の種類:

紙くず

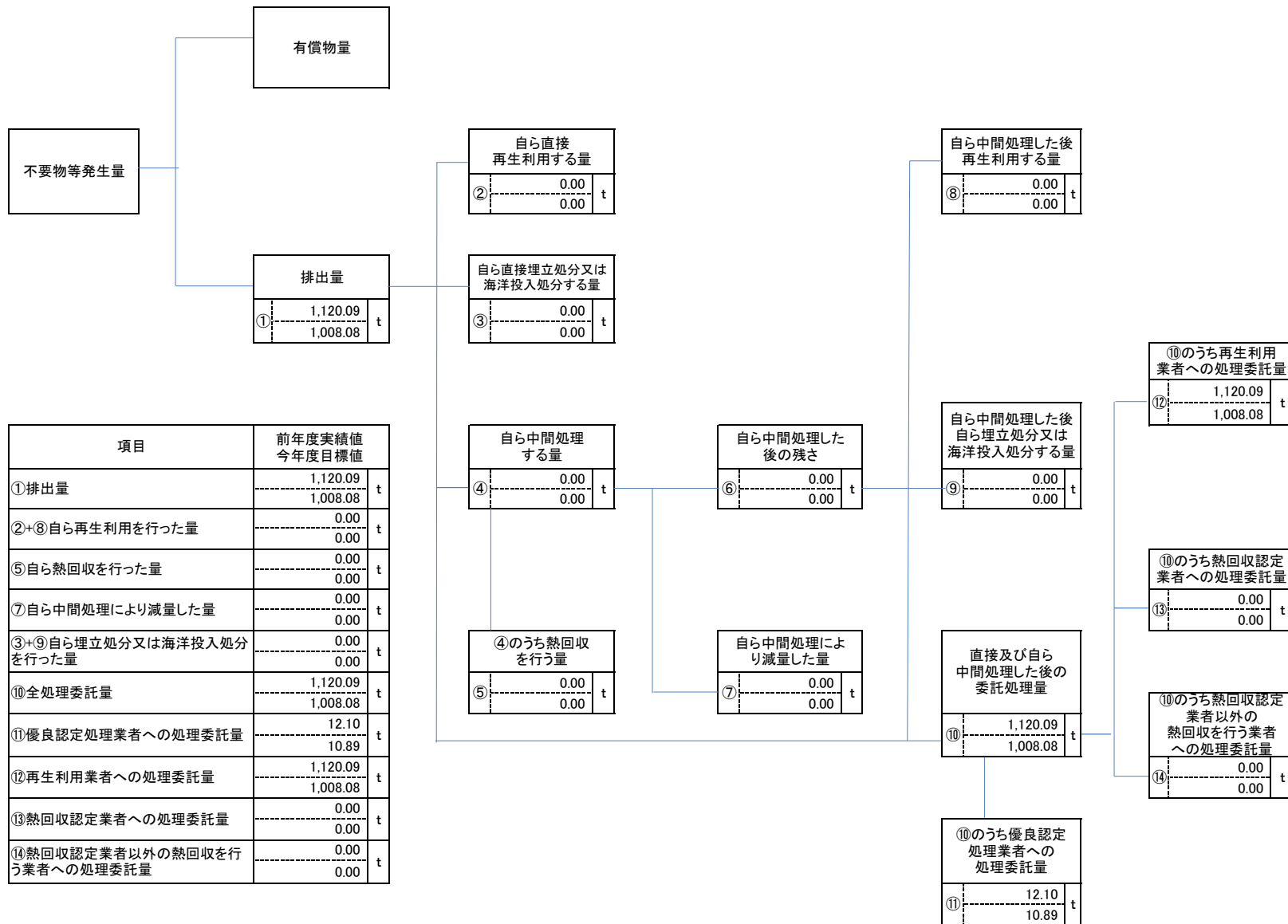
)



(産業廃棄物の種類:

木くず

)



(産業廃棄物の種類:

それ以外

)

